

## 令和4年度国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の本算定

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の本算定通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険は、世帯主あてに通知書を送付します。世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合には世帯主が納税義務者となります。

介護保険と後期高齢者医療保険は、加入者本人に通知書を送付します。

### ■普通徴収（納付書払い）

7月から来年3月までの納付書が送られますので、各金融機関、コンビニエンスストア、または役場の窓口でお支払ください。

■普通徴収（口座振替）  
口座振替日に納付額を

引き落としします。

### ■特別徴収（年金天引き）

年金支給月に徴収額を年金から天引きします。

### □その他

・口座振替日と引落日は、通知書に記載してありますのでご確認ください。  
・納付方法が変更になる場合がございますので、通知書は必ず開封してご確認ください。

### □問い合わせ

（国民健康保険・後期高齢者医療保険について）

健康長寿課

☎内線224・225

（介護保険について）

健康長寿課

☎内線222

## 後期高齢者医療保険に加入されている皆さまへ

後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、2年に1度見直すこととされています。

制度の安定した財政運営を図るため、医療給付費等にかかる費用と国や県、市町村の負担金や他の医療保険からの支援金、被保険者の皆さまからの保険料などの収入を見込んで算定しています。

### ■保険料率の見直し

令和4・5年度の保険料率は、次のとおりです。

・均等割額

43,100円

（前年度43,800円）

・所得割率

8.78%

（前年度8.74%）

■均等割額の軽減額

均等割額が改定されたことにより、次のとおり軽減額を見直します。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（給与・年金所得者等※の数-1）以下	7割	30,170円	12,930円
43万円+（28.5万円×被保険者数+10万円×（給与・年金所得者等※の数-1））以下	5割	21,550円	21,550円
43万円+（52万円×被保険者数+10万円×（給与・年金所得者等※の数-1））以下	2割	8,620円	34,480円

※給与・年金所得者等とは、給与所得または年金所得がある人、もしくは、給与所得および年金所得の両方ある人を指します。

また、令和4年10月1日の窓口負担の見直しに係る制度改正（2割区分の新設）に伴い、今回送付分は令和4年8月1日から令和4年9月30日までの保険証となり、令和4年10月1日から使用する保険証は令和4年9月に改めて送付いたします。

■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の年次更新について

■賦課限度額の引き上げ  
中低所得層の負担を軽減する観点から賦課限度額を64万円から66万円に引き上げます。

■被保険者証が新しくなります。

8月1日から保険証が新しくなります。現在お使いの保険証（水色）の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい保険証（桃色）を送付します。

### □問い合わせ

健康長寿課

☎内線225